

認定血液検査技師制度協議会 認定血液検査技師制度

認定血液検査技師制度規則

(目的)

第1条 血液検査の分野における高度の学識と技術を有する検査技師の育成を図り、より良質な医療を国民に提供することを目的とする。

(認定血液検査技師制度協議会および審議会)

第2条 認定血液検査技師制度に関する必要事項を審議するために協議会を設置する。認定血液検査技師の認定作業を円滑公平に実施するため協議会の下に認定血液検査技師制度審議会（以下審議会と略す）を設置する。

第3条 協議会は第1条の目的を達成するために、認定血液検査技師を認定する。

第4条 協議会および審議会の組織、運営については別に定める。

(認定血液検査技師制度指定カリキュラム)

第5条 審議会は認定血液検査技師養成のために認定血液検査技師指定カリキュラム（以下指定カリキュラムと略す）を定める。

(認定血液検査技師申請の資格と手続き)

第6条 認定血液検査技師の申請にあたって次の各項のすべてを備えていなければならない。

1. 臨床検査技師とする。
2. 申請時において原則として現在および通算して3年以上日本検査血液学会、日本臨床衛生検査技師会、日本臨床検査医学会、日本血液学会、日本血栓止血学会のいずれかの会員であること。ただし、認定時には日本検査血液学会会員であることを必要とする。
3. 血液検査歴3年以上の検査業務経験を必要とする。
4. 学術論文、学会発表等の業績発表、学会、研修会参加による血液検査技師申請の資格審査基準の必要な単位を取得していること。単位数は別に定める。さらに血液検査に関連した各種学会、講演会および研修会での活動歴を評価する。

第7条 認定血液検査技師の申請には、必要書類を協議会事務局に送付し、所定の受験申請料を納付しなければならない。

- 2 審議会は年1回申請書類により申請者の資格審査を行う。

(試験)

第8条 審議会は、資格審査を満たす申請者に対して試験を行う。

2 審議会は試験結果について認定血液検査技師としての適否を審査し、結果を協議会に報告する。

(登録)

第 9 条 協議会は適格者を認定血液検査技師として「認定血液検査技師登録原簿」に登録する。

2 登録は認定血液検査技師登録料を納付した者に対してこれを行う。

3 認定血液検査技師資格は登録後発効する。

4 登録者には「認定血液検査技師制度協議会認定血液検査技師認定証」を交付し、その旨を日本検査血液学会誌に公表する。

5 認定証の有効期間は発行日から 5 年とする。

(登録更新)

第 10 条 この制度は更新制とする。登録の更新を希望する者は 5 年ごとに認定血液検査技師登録の更新申請をしなければならない。

第 11 条 更新申請をする者は 5 年間に更新申請の資格審査基準を満たす単位を取得しなければならない。

第 12 条 更新時には必要書類を提出し、登録更新料を納付しなければならない。

(認定の取り消し)

第 13 条 認定血液検査技師は次の各項の事由によりその資格を取り消される。

1. 臨床検査技師の資格を喪失したとき

2. 認定血液検査技師登録の更新をしなかったとき

3. 日本検査血液学会を退会したとき

4. 認定血液検査技師としてふさわしくない行為があったとき

第 14 条 前条第 4 項の判定は、審議会在審議に基づき、これを行う。

(雑則)

第 15 条 この規則の改廃は審議会の審議を経て協議会の承認を受けなければならない。

第 16 条 この規則を施行するため、別に施行細則を定める。

(付則)

第 17 条 この規則は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

・認定血液検査技師制度施行細則

第 1 条 認定血液検査技師制度規則（以下規則と略す）の施行にあたり、規則に定める以外の事項については、認定血液検査技師制度施行細則（以下細則と略す）および同審議会内規の規定によるものとする。

（認定血液検査技師申請の資格審査基準）

第 2 条 規則第 6 条に定める認定血液検査技師申請の資格審査基準として、別表により受験申請時点で 50 単位以上を取得していなければならない。

別表・細則第 2 条の認定血液検査技師申請資格審査基準単位

論文	筆頭	20 単位
	共著	10 単位
学会発表（抄録記載のあるもの）		
		10 単位
	共同	5 単位
学会および研修会参加		
	全国	10 単位
	地方	5 単位
学会主催教育活動(検査血液学関連の委員等)		
	全国	10 単位
	地方	5 単位
技師学校での教育(検査血液学関連の教科)		
		5 単位

*論文、学会、研修会の内容は検査血液学関連に限る。

*論文は医学中央雑誌、INDEX MEDIX, MEDLINE に掲載されたもの。

（認定血液検査技師受験申請の手続き）

第 3 条 認定血液検査技師の申請には、受験申請料を添えて、所定の期日までに次の各項の書類を協議会事務局に提出しなければならない。

1. 認定血液検査技師申請書
2. 認定血液検査技師指定カリキュラム履修歴申告書
3. 認定血液検査技師申請用業績目録等

(指定研修)

第 4 条 申請者はカリキュラム委員会が開催する研修を受講あるいは認定施設で所定の研修をしなければならない。研修の日時、場所などは申請書類受領後に申請者に通知する。

(試験)

第 5 条 認定血液検査技師の試験は筆記、実技試験とする。認定試験不合格の場合も申請書類、研修歴は 5 年間有効とする。

(登録更新)

第 6 条 5 年ごとの登録更新は有効期間の最終の年に行うこととする。更新時には所定の試験に合格すること。

第 7 条 5 年間に取得すべき更新申請資格審査基準は次のとおりとする。

1. 別表により加算して 30 単位以上あるものとする。うち少なくとも 10 単位は血液学会関連でなければならない。また日本検査血液学会が全国または地区で開催する研修会に更新までの 5 年間に少なくとも 1 回は参加していること。ただし、過去 5 年間に日本検査血液学会学術集會に 2 回以上参加したものは研修会の参加を免除することができる。

原則として、日本臨床衛生検査技師会生涯教育研修一般教育課程を履修していることとする。

2. 不慮の事故や海外出張などの理由により、更新の手続きならびに更新の条件が遂行できないと認められる時、本人の申告により、資格審査委員会で審議のうえ申請期間を延長できる。

3. 更新時には、日本検査血液学会の会員であることを必要とする。

別表・細則第 7 条認定血液検査技師の更新申請に関する資格審査基準単位

学会参加（検査血液学関係）

日本検査血液学会学術集會	10 単位
日本血液学会總會	8 単位
日本血栓止血学会	8 単位
日本小児血液・がん学会	8 単位
国際血液学会總會	8 単位
アメリカ血液学会	8 単位
国際検査血液学会（ISLH）	8 単位
国際血栓止血学会	8 単位

学会参加（検査血液学以外）

日本医学検査学会總會	8 単位
同上 地方会	5 単位

日本臨床検査医学会総会	8 単位
同上 地方会	5 単位
日本臨床検査自動化学会	8 単位
日本サイトメトリー学会	8 単位
その他の医学関連学会総会※	5 単位
研究発表	
原著論文（筆頭）	10 単位
同上（共同）	5 単位
その他の論文（筆頭）	8 単位
同上（共同）	3 単位
学会発表（筆頭）	5 単位
同上（共同）	3 単位
講習会、研修会等参加※※	5 単位
学会主催の教育活動等	5 単位
技師養成学校での教育	5 単位

※ 日本医学会分科会のうち検査血液学に関連のある学会、その他は審議会において審査する。

※※ 4 団体（日本検査血液学会、日本臨床衛生検査技師会、日本臨床検査医学会、日本臨床検査同学院）もしくは日本医学会分科会が主催または共催したもの。その他は審議会において審査する。

第 8 条 登録更新を申請する者は登録更新料を納入しなければならない。

第 9 条 登録更新には、登録更新申請書、更新用実績報告書、更新申請資格審査基準単位を証明する書類等を提出しなければならない。

（雑則）

第 10 条 この細則の改廃は協議会の議決を経なければならない。

（付則）

第 11 条 この細則は平成 28 年 6 月 1 日より施行する。
この細則は平成 29 年 4 月 15 日より施行する。

・認定血液検査技師制度協議会および審議会内規

(目的)

第1条 この内規は、認定血液検査技師制度規則第4条の規定に基づき、協議会および審議会の組織および運営に関し必要な事項を定める。

(役割)

第2条 規則第2条の規定により、協議会は認定血液検査技師制度に関する必要事項を協議する。審議会は認定血液検査技師の認定作業を円滑公平に実施する。

(組織)

第3条 協議会および審議会の組織は次のとおりとする。

1. 協議会は会長、副会長、および委員若干名をもって組織する。会長は日本検査血液学会理事長が委嘱し、副会長、委員は協議会会長が委嘱する。
2. 審議会は会長、副会長および委員若干名をもって組織する。会長は協議会会長が委嘱し、副会長、委員は審議会会長が委嘱する。

第4条 協議会および審議会の会長、副会長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 協議会および審議会の会長は会務を総括し、協議会および審議会を代表する。会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

(委員会の設置)

第6条 審議会は専門事項を調査協議するために、次の委員会を置く。各委員会の委員長は審議会の委員の中から審議会の会長が委嘱する。

1. あり方委員会
2. カリキュラム委員会
3. 受験・更新資格審査委員会
4. 試験委員会

委員会の運営については別に定める。

(議事運営)

第7条 協議会および審議会の議事運営は次の各項により行う。

1. 会長が召集し、その議長となる。
2. 協議会および審議会は年1回以上開かなければならない。
3. 協議会および審議会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4. 協議会および審議会の議事は出席者の過半数の同意により議決する。

第 8 条 協議会および審議会の会長は議事録を作成し、これを保管する。議事録は原則として公開しない。

(報告)

第 9 条 審議会会長は審議会の審議結果を速やかに協議会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第 10 条 協議会および審議会の委員は、正当な理由がなく、職務上知り得た内容を他に洩らしてはならない。

(事務局)

第 11 条 審議会の事務は協議会事務局が行う。

2 協議会事務局は日本検査血液学会事務局内に置く。

(改廃)

第 12 条 この内規の改廃には、協議会委員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(雑則)

第 13 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は協議会が定める。

(付則)

第 14 条 この内規は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

・認定血液検査技師制度委員会内規

(目的)

第 1 条 この内規は、認定血液検査技師制度協議会および審議会内規第 6 条に規定する、あり方委員会、カリキュラム委員会、受験・更新資格審査委員会、試験委員会の運営に関して必要な事項を定める。新たに設置する委員会においてもこの内規を適用する。

(役割)

第 2 条 あり方委員会は、認定血液検査技師のあるべき姿を検討し、一般および専門分野の教育目標を定める。

第 3 条 カリキュラム委員会は、協議会が定める教育目標に基づいて、指定カリキュラムを作成する。

第 4 条 受験・更新資格審査委員会は、協議会が定める規定に基づいて、受験者の資格を審査する。

第 5 条 試験委員会は、協議会が示す内容に基づいて認定試験を行う。

第 6 条 その他、審議会会長が諮問する事項を検討する。

(委員長および委員)

第 7 条 委員長および委員は審議会会長が委嘱する。委員長および委員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

(議事運営)

第 8 条 委員会の運営は、次の各項による。

1. 委員長が召集し、その議長となる。
2. 委員会は年 1 回以上開かなければならない。
3. 委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
4. 委員会の議事は出席者の過半数の同意により議決する。

第 9 条 委員長は議事録を作成し、これを保管する。議事録は原則として公開しない。

(答申)

第 10 条 委員会の委員長は、委員会の審議結果を速やかに審議会会長に答申する。

(守秘義務)

第 11 条 委員長および委員は、正当な理由がなく、職務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

(改廃)

第 12 条 この内規の改廃には、審議会委員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(雑則)

第 13 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は審議会が定める。

(付則)

第 14 条 この内規は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。